

体操トレーニングセンター空調機更新工事設計図

加茂市建設課
令和8年6月(全10枚)

工事場所
加茂市接口甲1770-1

建物概要
体育館(体操施設)

建 物 名 称	構 造	階 数	延床面積 (㎡)	消防令別表第一	備 考
体操トレーニングセンター	S造	地上2階	835.36	15項	準耐火建築物(ロ-2)

仕 様 書

I 共通仕様

1. 共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次にによる。

新築及び増築に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備編）令和7年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官庁官庁営繕部設備・環境監監修 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和7年版」（以下「標準図」という。）による。

改修に係る機械設備工事においては、「国土交通大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（以下「改修標仕」という。）及び「標準図」による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は標仕による。

2. 標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。

(1) 「工事請負契約書」を「加茂市財務規則（昭和58年4月1日規則第16号）別記 建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）に読み替える。

(2) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。

(3) 「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。

3. 次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
(以下〔 〕内は、改修標仕の項目を表示する。)
(1) 1章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(i)(13)及び(19)
(2) 1章 1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等の(a)及び(c)
(3) 1章 1.4.5 [1.4.5] 機材の検査等の(a)
(4) 1章 1.6.1 [1.7.1] 工事検査の(b)及び(d)

4. 標仕の次の項目の規定は適用しない。
(1) 1章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(20)
(2) 1章 1.6.2 [1.7.2] 技術検査

別 表

番 号	項 目	置 き 換 え 後 の 標 仕 の 規 定
	第1編 一般共通事項 第1章 一般事項	
(1)	1.1.2 [1.1.2] 用語の定義	(1)「監督員」とは、約款第11条の規定により請負者に通知されたものをいう。 (19)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査を言い、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。） ①工事の完成（約款第28条） ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第34条） ③部分引渡しに指定部分に係る工事の完成（約款第35条） ④契約の解除時における出来形部分（約款第43条） ⑤必要があると認めたときの臨時検査（約款第44条）
(2)	1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等	(a)工事に使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修）契約時の最新版）」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくともよい。 (b)使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、JISマーク、JASマーク及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合並びにあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたことみなすことができる。）、は、資料の提出を省略することができる。 (1)建築基準法その他のに基づく認定品で、マーク等の確認ができる機材 (2)建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） (3)特記により指定された機材又は製造者の製品
(3)	1.4.5 [1.4.5] 機材の検査等	(a)現場に搬入した機材は、個別ごとにも監督員の検査を受ける。ただし、次の(1)若しくは(2)に該当する場合またはあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (1)工事完成検査時または工事写真で、JIS、JAS及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合することを示す認証機関のマークを確認できる場合 (2)建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質・性能を証明するマーク等を確認できる場合 (b)約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (d)(a)から(c)の通知に基づく検査及び約款に規定する臨時検査、契約が解除された場合の検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。
(4)	1.6.1 [1.7.1] 工事検査	(b)約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (d)(a)から(c)の通知に基づく検査及び約款に規定する臨時検査、契約が解除された場合の検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

II 特記仕様

1. 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2. 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

3. 振換項目の「a~b,c,d」は、標仕並びに改修標仕の第 a編 b章 c節 d項を表す。

章	項 目	特 記 事 項	標 準 仕様書 振換項目	改 修 仕様書 振換項目
○	工事実績情報の登録	※ 請負工事費600万円以上の場合、登録する。 ※ 無し ・ 有り (工 期 令 和 年 月 日) 着手 令 和 年 月 日 ～ 終了 令 和 年 月 日 とする。 ただし、次の作業は内部工事着事前に行える。（着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。） ※ 工場製作のための現場寸法調査	1-1.1.4 1-1.2.1	1-1.1.4 1-1.2.1

主任技術者等の資格

主任技術者
・ 資格の区分 I
(f) 建築業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定科目に合格した者
(g) 技術士（機械部門）（選択科目を「流体工学」「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監視部門（選択科目を「流体工学」「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。」「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門）（選択科目を「流体機械」「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監視部門（選択科目を「流体機械」「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。）

資格の区分 II
(f) 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定科目に合格した者
(g) 資格の区分 I の資格を有する者
監視技術者
10年以上の実務経験（ ・ 要 ・ 不要 ）
・ 要（ ・ 不要 ）
<表・2>「発生材の処理等」による。

下記の機材は、標仕あるいは改修標仕第1編1.4.6(a)(3)を適用する。
(・)
・ 配管施工（建築配管作業）
・ 熱絶縁施工（保温、保冷、防護）
・ 冷凍・空気調和機器施工（機器据付け及び整備）
・ 建築板金施工（ダクト製作及び取付）

※ 実施しない ・ 実施する（ ・ ）
※ 工事設計図として示されたもののほか、下記のものを作成し提出する。
なお、作成方法はCADとし、提出時のファイル形式は原則としてJWWとする。ただし、施工図等にあってはPDF等でも可とし、その際は監督員の承諾を得ることとする。

※ 工事設計図（CADデータ） ※ 陽面複写図（ただし、製本は不要。） 1部
※ 建物の保全に関する説明書（取扱説明書を含む。） ・
施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
※ 同一箇所の工事前と工事後が比較出来るように整理の上監督員に提出する。
※ 提出部数 1部
※ 工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領（平成28年版）」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。

※ 提出部数 1部
スリーブ、箱入れなど他工事との取合いは表<表-3>「工事区分表」によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに必要な大きさ、位置などを関係者と調整する。

5 電気保安技術者

6 発生材の処理等

7 機材の検査に伴う試験

8 技能士

9 見本施工

10 完成図等

11 施工図等の取扱い

12 工事完成写真

13 工事施工状況写真

14 他工事との取合い

共通工事（配管工事等）

溶接部の非破壊検査

2 吊り及び支持

3 管の埋設

4 埋設配管の表示

5 埋戻し土・盛土

6 耐震装置

油管、低圧蒸気管、冷却水管、温水管
※ 適用しない ・ 適用する（ ・ RT ・ PT ・ MT ）
高圧蒸気管 ※ 適用しない ・ 適用する（ ・ RT ・ PT ・ MT ）
高温水管 ※ 適用しない ・ 適用する（ ・ RT ・ PT ・ MT ）
機械室内等配管で、振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は、下記による。

機 械 室 名			
防 振 吊 金 物	シングル	※	※
	ダブル	-	-
施 工 範 囲	給水管・消火管・ダクト・冷却水管・温水管		

床下・地中埋設配管は、床配置から吊金物で支持する。（県共通図参照）
地中埋設槽 （ ※ 要（図示の箇所） ・ 不要 ）
埋設槽カバー （ ※ 要 ・ 不要 ）
※ 掘削土の良質土（ただし、管の周囲は山砂又は川砂の類とする。）
・ すべて山砂又は川砂の類で行う。

設備機材の固定は、下記に示す事項を除きすべて「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。

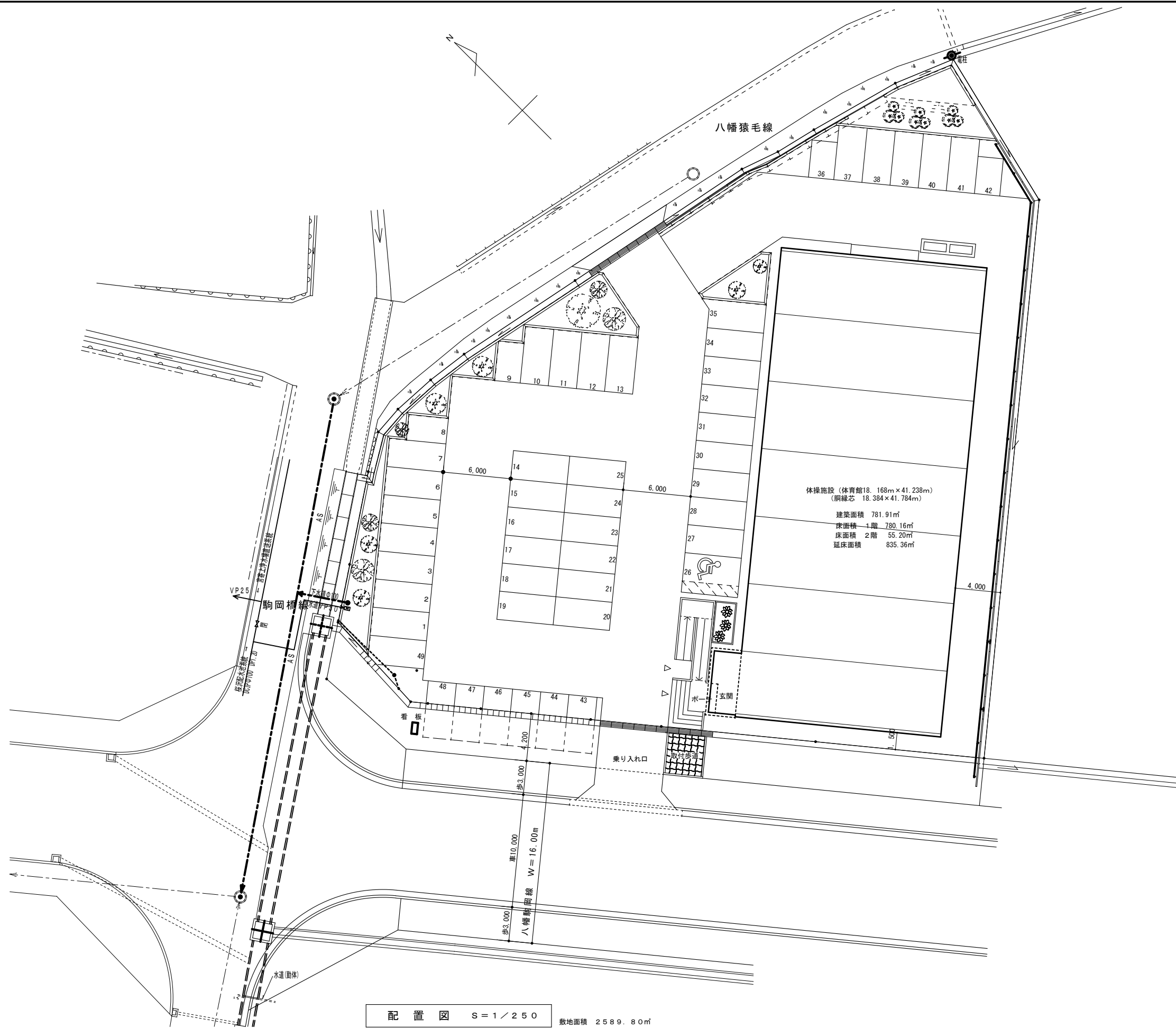
重要機器	
重要水槽	

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。
(設計用標準水平震度)

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類
上層階・屋上及び塔屋	特定施設（ ・ 甲類 ○ 乙類 ） 重要機器・水槽 一般機器・水槽 重要機器・水槽 一般機器・水槽
	2.0 (2.0) <2.0> 1.5 (1.5) <1.5>
中 間 階	1.5 (1.5) <1.5> 1.0 (1.0) <1.0>
	1.0 (1.0) <1.0> 0.6 (0.6) <0.6>
地下階・1階	1.0 (1.0) <1.5> 0.6 (0.6) <1.0>
	0.6 (0.6) <1.0> 0.4 (0

[illegible]

Ⅲ 改修特記仕様		4 給湯設備		・ 既設給湯器、湯沸器を撤去し、新しく給湯器、湯沸器を取り付ける ・ 既設床暖ポンプを外し、再取付けを行う ・ 給湯管の一部を撤去し、必要な配管を新設する ・ 既設湯水循環ポンプを撤去し、新たにポンプを新設する	
一般共通工事項目	① 工事現場管理	施工場所の設備機能停止に伴う非施工場所の代替設備については、次による。 ※ 設けない ・ 設ける (図示による) 天井解体の条件に従い、天井内の機器、配管及びダクト等を施工する。 天井解体の条件 ※ 建築工事 ・ 本工事 (図示による) 工事車両の駐車場及び資機材置場については、次による。 ※ 敷地内 ・ 敷地外 (請負者の手配とする) 状態、性能及び機能等、取り外し前に行う確認項目は、監督員と協議する。取り外した機器は、清掃又は洗浄等を行う。 特別な清掃 ※ 行わない ・ 行う (内容は図示による) ※ 別途工事 ○ 本工事 図示による (施工上必要な範囲)	1-1.1.3		
	2 再使用品		1-1.4.3		
	③ 固定された備品、机・ロッカー等の移動		1-3.2.1		
	4 仮設工事	内部足場の種別 ※ A ～ D 種 ・ E 種 ・ F 種 ・ G 種 外部足場の種別 ※ A ～ B 種 ・ C 種 ・ D ～ E 種 ・ F 種 外部足場は特組足場又はくさび緊結式足場とする。 仮設間仕切り ※ A 種 ・ B 種 ・ C 種	1-2.2.1		
	⑤ 養生	※ 別途工事 ○ 本工事 図示による (施工上必要な範囲)	1-3.1.1		
	⑥ 内容物の回収	撤去前に内容物の回収を要する機器及び配管は図示による。	1-4.1.1		
	7 撤去跡の補修	○ 冷媒 ・ 吸収液 ・ 廃油 壁付け機器、床置き機器及び天井付け機器撤去跡の取付けボルト孔、壁面、天井面の変色等の補修及び床補修等は、次による。 ※ 建築工事 ・ 本工事 (図示による) 床、壁及び天井等の撤去後の開口部について、補修の方法及び仕上げの仕様は、次による。 ※ 建築工事 ・ 本工事 (図示による)	1-4.2.5		
共通工事項目	① 既設配管の撤去	既設配管の撤去範囲は図示による。ただし、その位置で不具合と判断される場合は監督員と協議する。	2-2.10.2		
	② 既設配管の搬出	下記の撤去材の集積場所は、監督員と協議する。 ()	2-2.10.3		
	3 既設配管の再生	工法 ()	2-2.4.11		
	4 埋設配管	・ 埋設する部分の舗装等のはつり及び復旧工事の施工範囲及び舗装仕様は、図示による。 ・ 地盤対策は、図示による。 ・ 植栽、芝生、舗装、石貼、タイル等の移植及び撤去復旧並びに再利用品等は、図示による。 システム全体の試験 ※ 行わない ・ 行う ()	2-2.7.1		
	⑤ 試験	既設配管を含む部分の試験方法は監督員と協議する。 はつり作業を行う場合は、埋設配管等に損傷を与えないように行う。 放射線透過検査 ※ 行わない ・ 行う	2-2.9.1		
	6 はつり及び穴あけ	・ 既存のコンクリート床及び壁等の配管貫通場所及び貫通口径は、図示による。 ・ 解体基礎の仕様 (有筋・無筋、防水・非防水、寸法等) は、図示による。 ・ 防水層等の補修は、図示による。	2-5.1.1 2-5.1.3 2-5.1.5		
	7 既設基礎の解体はつり	・ 基礎解体、撤去後の床面仕上げ及び補修は、図示による。 既存インサート及びアンカーボルトは原則として使用しない。やむを得ず既存のインサート及びアンカーボルトを再使用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。 引張強度の確認試験 ※ 行わない ・ 行う 埋込み配管等の探査 ※ 行わない ・ 行う (範囲及び方法は図示による) 下記の機器に使用するアンカーは、耐震計算を行い選定する。 () あと施工アンカーの試験は、次による。 性能確認試験 ※ 行わない ・ 行う () 施工後確認試験 ※ 行わない ○ 行う ()	2-6.1.1		
追加特記事項	1 給水設備	下記の露出配管の保温は、ワンタッチ保温材 (硬質ウレタンフォーム・20mm) を使用する。 ・ 便所内 ・ 廊下流し台廻り ・ 室内 ・ シャワー室 ・ 配管材料は、＜表－1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。 弁は、マレアップ玉形弁 (ディスクはテフロン製、パッキンはH350+H2,200 (灯油使用可能品 0.95MPa)) とする。試験は、空気圧漏れ試験とし、最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。 試験結果のチャートを提出する。			
	2 給油設備	冷媒管は、断熱材被覆銅管 (原管JIS H 3300) とし、保温厚は以下による。 液管 ※ 10mm以上 (呼び径9.52以下は8mmとしてよい。) ガス管 ・ 10mm以上 ※ 20mm以上			
	3 空調設備				
Ⅳ 改修工事概要 工事内容は以下のとおり。実施範囲、箇所及び数等は、図及び器具表に表記する。 ○印が今回工事を示す。					
備考	1 衛生器具設備	・ 既設の和風大便器を撤去して洋風便器に取り替える ・ 既設大便器の洗浄弁をハンドル式からボタン式に取り替える ・ 既設小便器の洗浄方式をハイタンク方式から個別感知フラッシュ弁方式に変更する ・ 既設洗面器、手洗器を一時取り外し、排水トラップ及び止水栓等の付属金具を新品に取り替え、器具本体は清掃後再取付ける ・ 既設掃除流しの排水トラップ外面を剥落としし、再塗装する ・ 破損している器具は新品に取り替える ・ 既設の流し台の水栓を新品に取り替える ・ ・ ・			
	2 給水設備	・ 給水管を撤去、新設する (工事範囲のすべて) ・ 給水管の一部を撤去又は残置し、必要な配管を新設する ・ 新規配管に伴い、必要な保温、塗装、防水工事を行う (範囲は図示による) ・ 既設配管の汚れを落とし、再塗装を施す			
	③ 排水設備	・ 器具の改修に伴う必要な配管を新設する (範囲は図示による) ・ 便所内の床排水金具 (ワン型トラップ) は、内部掃除及び防錆塗装の上、樹脂製ワゴンに取り替える ・ 再加工を施す既製コンクリート製流し及びび人研流しの排水金具を取り替える ○ 排水管の一部を撤去又は存置し、必要な配管を新設する ・ 高圧洗浄を行う (範囲は図示による) ・ ・			
		発注者 加茂市役所 〒959-1392 新潟県加茂市幸町二丁目三番五号			
		工事番号 建 第 5 号		担当 瀬山	工事名称 体操トレーニングセンター空調機更新工事
		審査 波塚		係 建築係	図面名称 機械設備工事仕様書 (3)
		年月日 2026. 6		縮尺 NO. SCALE	図面番号 4/10
		意 構		電 機	



配置図 S = 1 / 250
敷地面積 2589.80㎡

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

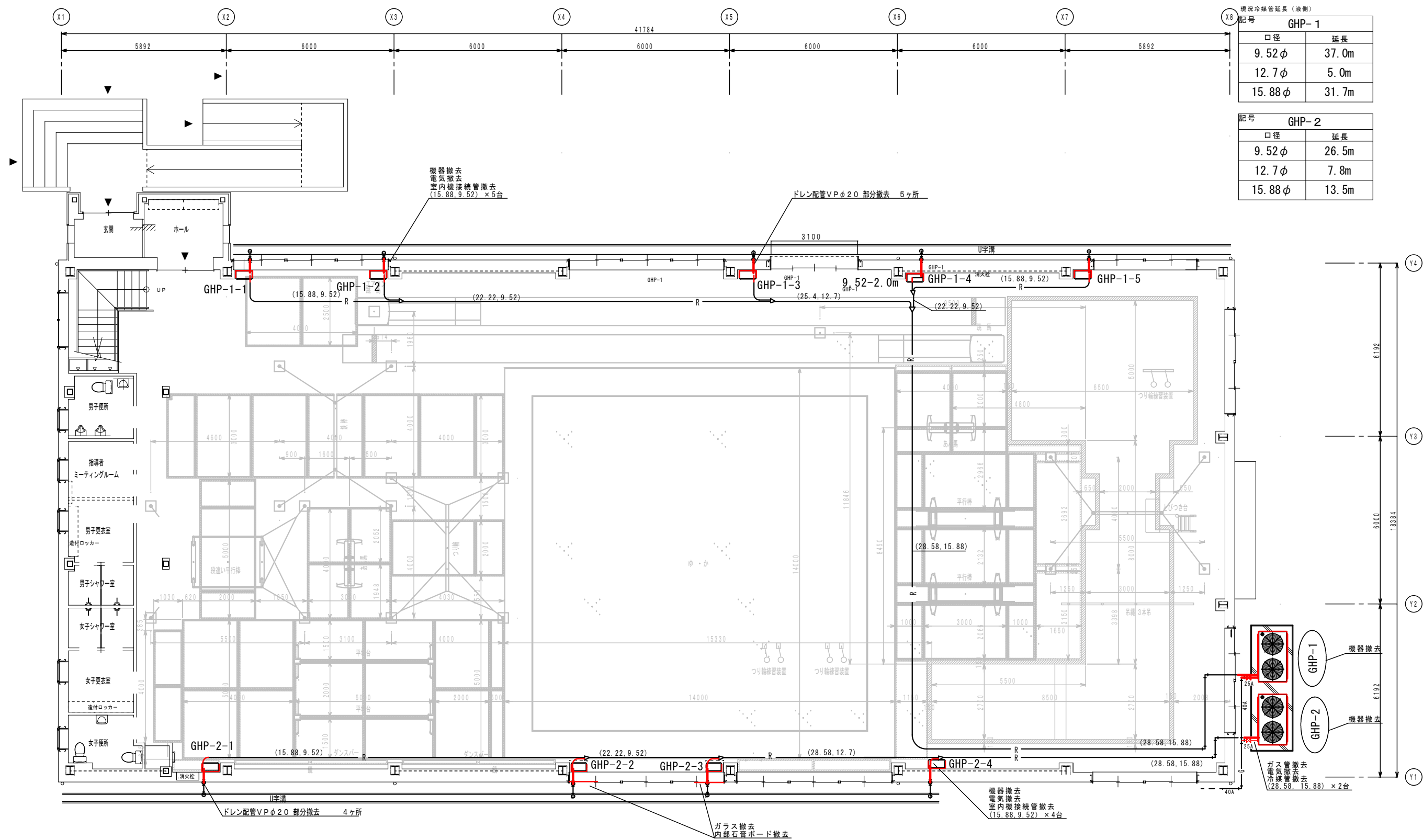
[illegible]

撤 去

[illegible]

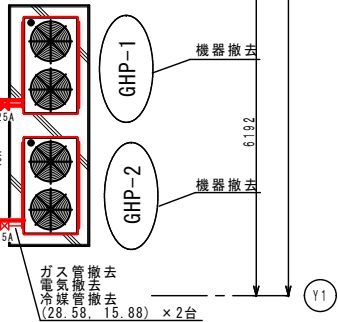
新 設

	 発注者 加茂市役所 〒959-1392 新潟県加茂市幸町二丁目三番五号		工事番号 建 第 5 号	担当 瀬山	工事名称 体操トレーニングセンター空調機更新工事	年月日 2026. 6	図面番号 6/10
		審査 波塚	係 建築係	図面名称 機器表（撤去・新設）	縮尺 NO. SCALE	意 構	電 機

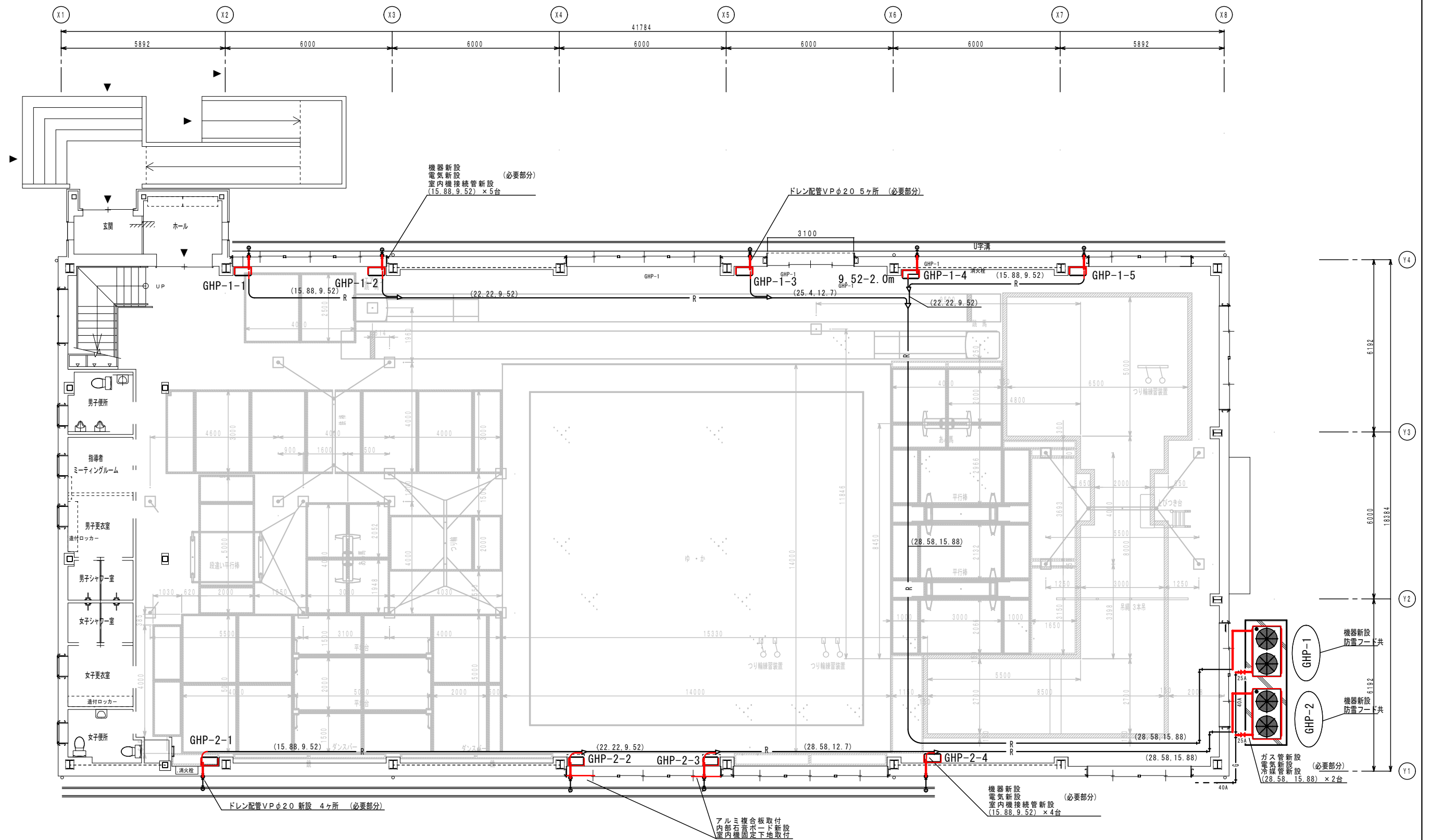


現況冷媒管延長（液側）	
記号	GHP-1
口径	延長
9.52φ	37.0m
12.7φ	5.0m
15.88φ	31.7m

記号	
GHP-2	
口径	延長
9.52φ	26.5m
12.7φ	7.8m
15.88φ	13.5m

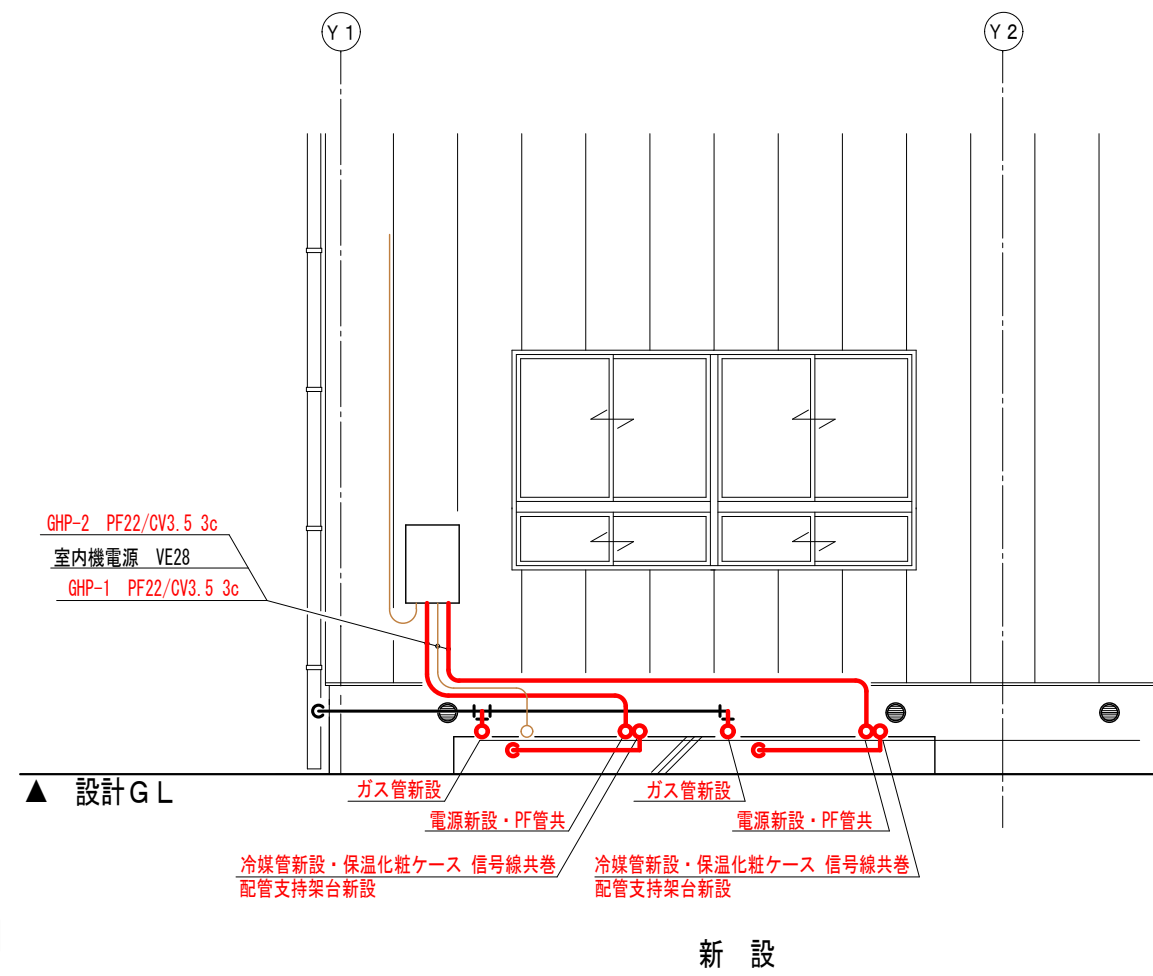
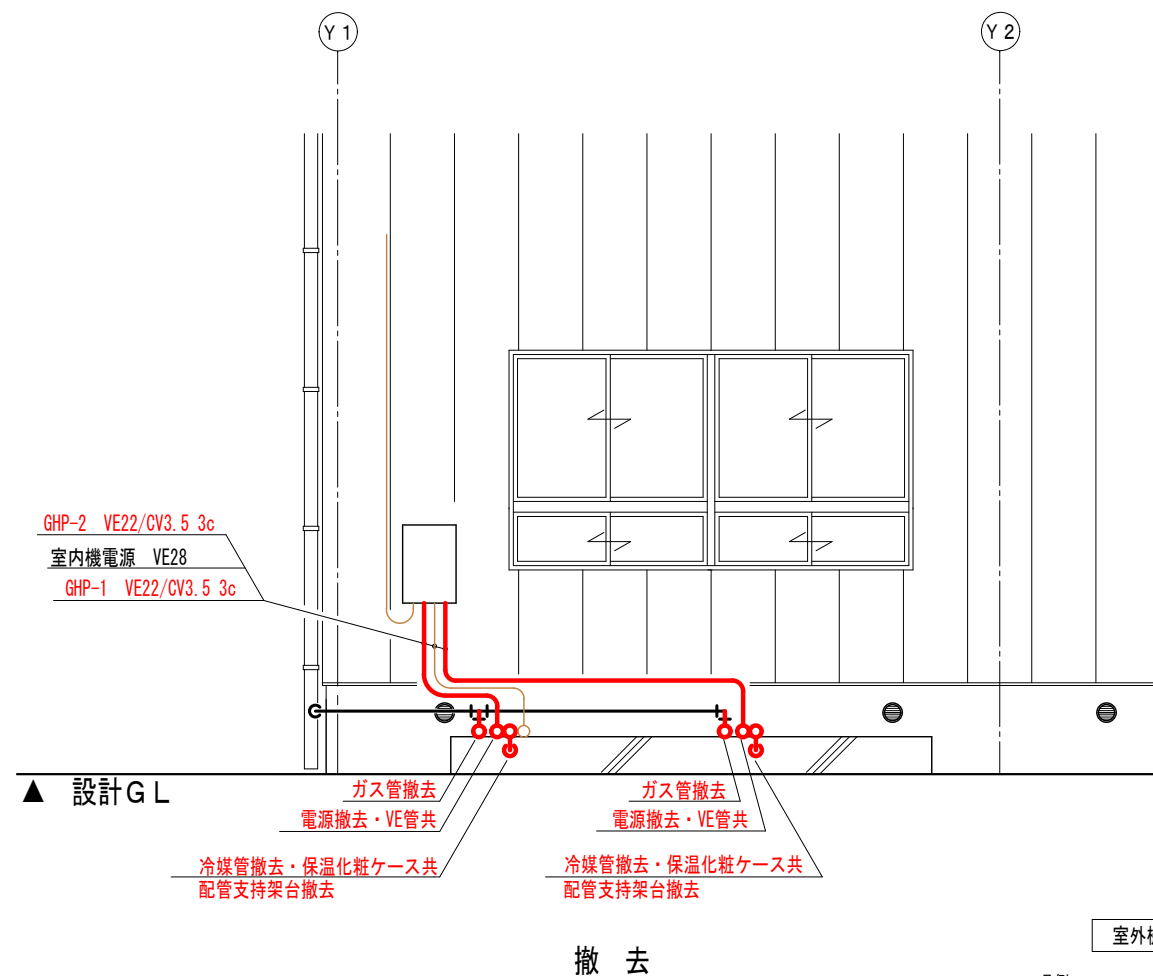
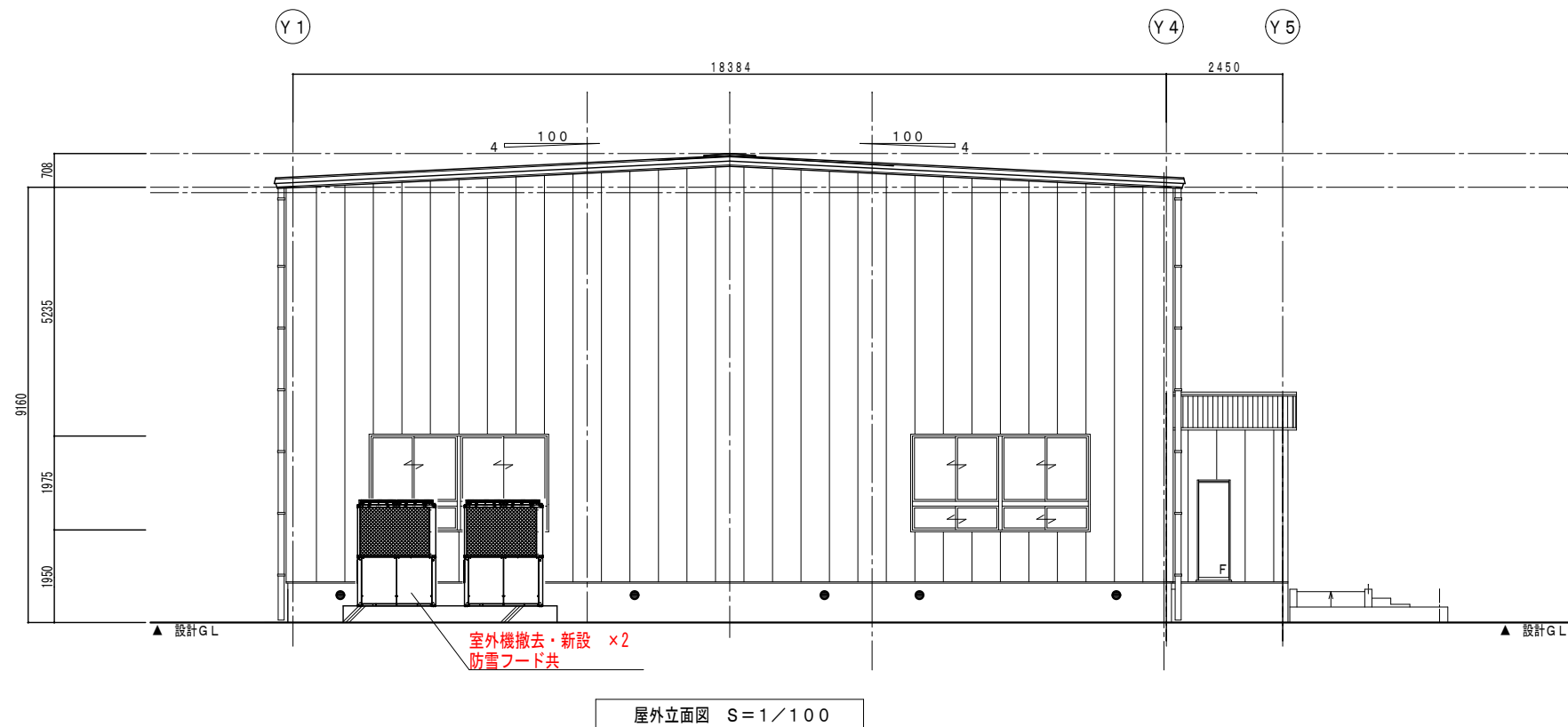


凡例
— 既存管
— 撤去

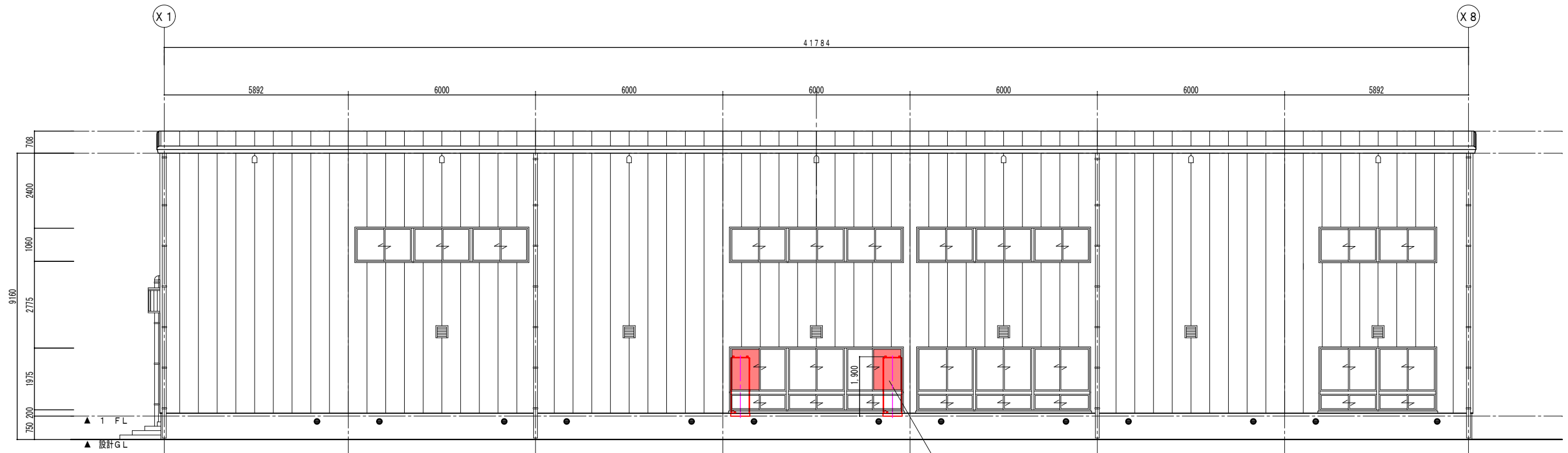


凡例
— 既存管
— 新設

		発注者 加茂市役所 〒959-1392 新潟県加茂市幸町二丁目三番五号	工事番号 建 第 5 号		担当 瀬山	工事名称 体操トレーニングセンター空調機更新工事	年月日 2026. 6	図面番号 8/10
			審査 波塚	係 建築係	図面名称 平面図 (新設)	縮尺 A1...1/100 A3...1/200	意 電 構	

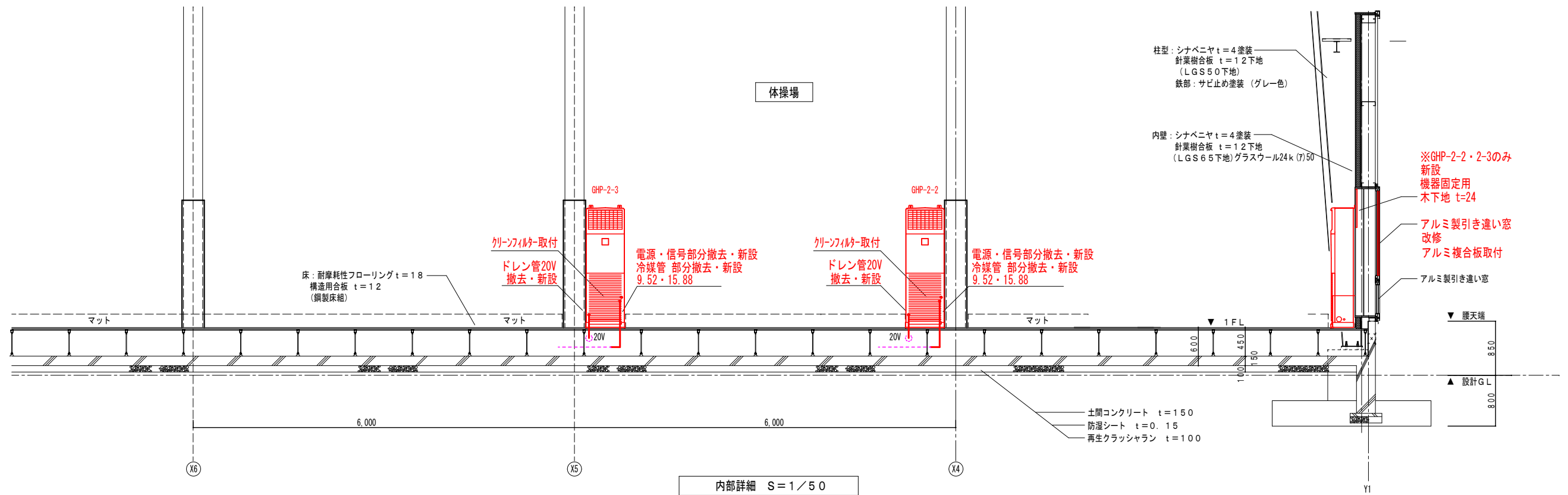


		発注者 加茂市役所 〒959-1392 新潟県加茂市幸町二丁目三番五号	工事番号 建 第 5 号		担当 瀬山	工事名称 体操トレーニングセンター空調機更新工事	年月日 2026.6	図面番号 9/10
			審査 波塚	係 建築係	図面名称 室外機詳細図（撤去・新設）	縮尺 A1...1/100 A3...1/200	意 電	構



Y1通り立面図 S=1/100

※GHP-2-2・2-3のみ
ガラス改修 アルミ複合板へ変更
内壁撤去・新設
機器固定下地埋込 ×2箇所



内部詳細 S=1/50

柱型：シナベニヤ t=4 塗装
針葉樹合板 t=12 下地
(LGS50下地)
鉄部：サビ止め塗装 (グレー色)

内壁：シナベニヤ t=4 塗装
針葉樹合板 t=12 下地
(LGS65下地)グラスウール24k (7)50

※GHP-2-2・2-3のみ
新設
機器固定用
木下地 t=24

アルミ製引き違い窓
改修
アルミ複合板取付

アルミ製引き違い窓

土間コンクリート t=150
防湿シート t=0.15
再生クラッシュラン t=100

凡例
--- 既存管
--- 撤去・新設

発注者 加茂市役所 〒959-1392 新潟県加茂市幸町二丁目三番五号		工事番号 建 第 5 号		担当 瀬山	工事名称 体操トレーニングセンター空調機更新工事	年月日 2026.6	図面番号 10/10
審査 波塚		係 建築係	図面名称 室内機詳細図 (撤去・新設)		縮尺 A1...1/100 A3...1/200	意 電 構	